参考様式第５－１号

旭　農　第３１０号
令和６年２月６日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 （市町村コード）	旭川市 （204）
地域名 （地域内農業集落名）	嵐山 （春日1・春日2・嵐山1・嵐山2・共和）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月22日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・本地区について，江丹別川流域に属する平坦地部においては，そば・飼料作物等を中心とした畑作や養豚が行われている。また丘陵地帯においては，畑作のほか，乳牛又は肉用牛の飼養を中心とした畜産業が盛んであり，グリーンツーリズムにも取り組んでいる。
・山村振興法の振興山村地域の指定を受けており，地域の高齢化も進んでいることから，農業者だけでなく地域住民等の多様な主体が参画し，農地や農業用用排水路等の資源の保全と質的向上を図る取組を進めていくことが必要となっている。

【地域の基礎的データ】
・農業者：13人（うち50歳代以下1人），団体経営体（法人・集落営農組織等）1経営体
（認定農業者12件）
・主な作物：そば，肉牛，乳牛，牧草等

（2）　地域における農業の将来の在り方

・そば，畜産物について高付加価値化を図って引き合いを高めるとともに，新規就農者の受入れ等による担い手の確保・育成を地域ぐるみで促進し，将来に持続可能な営農体制づくりを目指していく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	331　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	331　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

・農業振興地域農用地区域内の農用地等については，農業上の利用が行われることを基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積，集約化の方針※
・農地中間管理機構を活用して，認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに，担い手への農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針※
・地域全体の農地を農地中管理機構に貸し付け，担い手の経営意向を斟酌し，段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針※
・農業者からの要望に応じて，農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の検討を行い，計画し推進する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針※
・市町村やJAと連携し，新規就農者の受け入れ体制を構築するほか。地域外の農業者（入作者）を受け入れていく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】